

# 川越運動公園総合体育館使用料

## ●専用利用

施設の区分		基本使用料(1時間につき)			小・中学生
		施設使用料	附帯設備使用料		
			照明設備	その他の設備	
メインアリーナ	全 面	4,000 <sup>円</sup>	2,600 <sup>円</sup>	冷暖房設備(観覧席) 6,700円 電光得点表示装置(一式) 300円 放送設備(一式) 300円	左記の 半 額
	3分の2面	2,700	1,800		
	2分の1面	2,000	1,300		
	3分の1面	1,400	900		
	バドミントン1面	400	100		
	卓球1面	200	100		
サブアリーナ	全 面	1,000	300	—————	
	バドミントン1面	400	100		
	卓球1面	200	100		
武道場1		600	—————		
武道場2		600	—————		
弓道場		600	—————		
会議室1・2・3、選手控室1・2		各100	—————		
<b>割増使用料</b> (上記の基本使用料にそれぞれ加算されます)					
◎市外居住者の利用(坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する者の利用を除く。)・・・施設使用料・附帯設備使用料相当額(1時間につき)					
◎アマチュアのスポーツ又はレクリエーション以外の利用・・・施設使用料の2倍の額(1時間につき)					
◎営業又は宣伝を目的とする利用・・・施設使用料の9倍の額(1時間につき)					
◎入場料等を徴収する利用・・・1人1回に徴収する最高の入場料等の100倍の額(1日につき)					

## ●個人利用

### 1. 利用券

施設の区分	基本使用料(1時間につき)	小・中学生
武道場1	100 <sup>円</sup> (1時間につき)	左記の 半 額
武道場2	100(1時間につき)	
弓道場	100(1時間につき)	
トレーニングルーム	300(1回につき)	—————
<b>割増使用料</b>		
◎市外居住者の利用・・・2倍の額(1時間・1回につき)		

### 2. 回数券

施設の区分	単 位	一 般	小・中学生
武道場1・2	1時間券11枚綴り	1,000 <sup>円</sup>	左記の 半 額
弓道場	1時間券11枚綴り	1,000	
トレーニングルーム	1回券11枚綴り	3,000	—————
◎市外居住者・・・2倍の額			

### 備考

坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者又は当該区域内に在学し、若しくは在勤する者が利用する場合は、割増使用料を徴収しない。